

I. 背景と目的

看護師には、患者や利用者の状況を自立して判断し、適切な看護を実践できる能力を持つことが求められている。そして、そうした看護師を養成するためには、看護教員や実習指導者の教える力を育成し、教育の質を保証する必要がある。また、看護教員・実習指導者に求められる能力は時間とともに変化しており、「今後の看護教員のあり方に関する検討会報告書」（厚生労働省、2010）では、教員の継続教育の必要性が指摘された。

現在大学で勤務する看護教員については、Faculty Development (FD) の実施が組織に義務付けられ、教授方法や内容を継続的に改善し、向上するための取り組みが行われているところである。ただし、大学教員になるにあたり、教育実践力やその基礎となる知識を有することは必ずしも求められておらず、大学教員の「教える力」の育成も課題である（文部科学省、2011）。一方、看護師養成所（都道府県知事の指定する看護師等養成所）の専任教員になるためには、一定期間の業務経験と、必要な研修（専任教員養成講習会）の受講、もしくは大学・大学院で教育に関する科目を履修していることが要件として求められており、これをもって看護を教える力の保持を確認するものとなっている。なお2017年度の調査では、看護師3年課程の専任教員の約80%が、専任教員養成講習会を受講していることが報告されている（厚生労働省、2018）。

しかし、教員としてのキャリア初期のこの研修会以降、看護師養成所にはFD実施の義務はなく、看護教員の教育力の維持と向上は各々の自己研鑽に任せられている。継続教育の一つとして、教務主任養成講習会があるが、これは教務主任になるために必要な知識の提供を目的としたものであり、全ての看護教員のための継続プログラムであるとは言い難い。さらに、厚生労働省看護課（2016年度）の調査によると、看護師養成所の教務主任であっても受講率は23.0%であることから、実質的な継続教育の資源として活用されているとは言い難い。受講率が上がらない原因としては、教員を一定期間講習会等に参加させることが、養成所の運営上大変に困難であるという意見が多い。また、講習会を開催する機関も全国で数か所（2017年度は3か所）に限られていることから、真に活用可能なプログラムとも言い難い現状がある。看護教員が必要な教育力を継続的に育成するには、プログラムを提供するだけでなく、長期間職場を不在にする必要がないような形態にするなど、実施方法を工夫する必要がある。

また、看護師の実践力の育成には臨床現場で働く実習指導者との協働が必須である。実習指導者になることのできる者は、実習指導者講習会等において研修を受けたものであることが原則とされており、実習における教育の質を保証することにつながっているが、実習指導者の中には臨床実践と教育の両立に課題を感じたり、学生指導

に困難さを感じたりしているものも多いといわれている。養成所の教員を対象にした調査でも、実習指導者講習会の受講者が必ずしも実習指導を担当するとも限らないという現状や、実習施設による看護の質にばらつきがあること（井部、2016）、患者安全の観点から学生はシャドーイング（観察）だけの実習になってしまい、看護実践力を向上できていないこと等の課題も指摘されている（日本看護学校協議会、2015）。つまり、実習指導者がその役割を十分に発揮するためには、指導者本人の教育実践力の育成だけでなく、所属する組織の実習受け入れ体制についても検討する必要がある。

そこで本研究は、①看護師等養成所の看護教員、実習施設の実習指導者が認識する、看護教育者の養成と継続的な教育実践力の向上のために必要な、段階的で活用可能な継続教育体制のモデルを検討すること、②実習施設が認識する看護実習の実態や課題を明らかにすることの2点を目的に実施した。なお別途に断りがない場合、本研究における「看護教員」とは、看護師等養成所で看護基礎教育を担う教員のことを指す。そして「看護教育者」とは、教員だけではなく看護学実習の実習指導者などを含めた、看護基礎教育を担う教育者全体のことを指す。

文献

- ・ 厚生労働省（2010）今後の看護教員のあり方に関する検討会報告書、
<https://www.mhlw.go.jp/shingi/2010/02/dl/s0217-7b.pdf>（2019/04/17 閲覧）
- ・ 文部科学省（2011）大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会最終報告、
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/40/toushin/_icsFiles/afieldfile/2011/03/11/1302921_1_1.pdf（2019/04/17 閲覧）
- ・ 日本看護学校協議会（2015）「看護師養成所における看護基礎教育に関する調査」平成27年度厚生労働省看護職員確保対策特別事業
- ・ 井部俊子（2016）准看護師養成所における教育に関する調査、平成28年度厚生労働省看護職員確保対策特別事業
- ・ 厚生労働省（2018）第5回看護基礎教育検討会資料3 教育体制・教育環境について、
<https://www.mhlw.go.jp/content/10801000/000358658.pdf>（2019/04/17 閲覧）

II. 研究の概要

本研究の目的を達成するため、看護教育学を専門とする看護教員、専任教員養成講習会・教務主任養成講習会に関わる看護教育者、実習指導に関わる病院看護師らによる調査班を構成した。(1) 看護教員の教育力維持・向上のための継続教育体制モデルの開発(教員調査)班と、(2) 効果的な臨地実習指導が行える実習指導者のための研修プログラムの提案(実習指導者調査)班、(3) 実習施設における看護実習実態調査(実習施設調査)班の3つに分かれて調査を実施した。

1. 2017(平成29)年度

1) 教員調査

国内および海外の看護教員に対する教育モデル、看護教育者に必要なコンピテンシー等に関する文献検討を行った。また、設置主体の異なる4つの教育機関で働く、経験年数の異なる15名の教員にインタビューを実施し、教育者としての継続学習の実態と、継続学習へのニーズ、さらにそれを支援する環境について調査した。それらの結果に基づき、2018(平成30)年度に実施した全国調査に使用する質問紙を作成した。

2) 実習指導者調査

首都圏3つの病院に勤務する12名の実習指導者にフォーカスグループインタビューを実施し、実習指導者講習会受講の経緯、学習内容、実習指導者としての継続学習のニーズについて調査した。

2. 2018(平成30)年度

1) 教員調査

2017年度の研究結果をもとに、看護教員に対する質問紙調査を実施した。全国875の看護師養成所に所属する看護教員(専任教員)に4,375通の調査票を送付し、1,599通を回収した(回収率27.4%)。

2) 実習施設調査

実習指導者に対する質問紙調査、および実習指導のベストプラクティスに関するインタビュー調査を実施した。質問紙は看護師養成所の実習施設2,970施設に配布し、379施設より回答を得た(回収率12.8%)。インタビューは、保健所・訪問看護ステーションなどを含めた6つの実習施設の実習指導者を対象に実施した。

